

[事案 29-17] がん入院・手術給付金支払請求

・平成 29 年 8 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

約款上の入院および手術に該当しないとして、がん入院給付金およびがん手術給付金が不支払いとなったことを理由に、各給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 6 月に契約した医療保険のがん特約について、平成 28 年に大腸がんにより入院し（入院①）、直腸切除術および人工肛門造設術（手術①）を受けたところ、がん入院給付金およびがん手術給付金が支払われたが、その後、改めて入院し（入院②）、人工肛門閉鎖術（手術②）を受けたところ、約款上の入院および手術に該当しないとして、給付金が不支払いとなった。しかし、担当者に事前照会したところ、人口肛門閉鎖のための入院・手術でも給付金の支払対象となる旨の説明を受けたので、入院②および手術②について、がん入院給付金およびがん手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、申立人から人工肛門閉鎖目的の入院とは聞いておらず、誤った説明はしていない。
- (2) 約款では、がん入院給付金の支払条件として「がんの治療を直接の目的とする入院」と定めているが、入院②は人工肛門閉鎖術のみが行われており、これに該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、給付金請求時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。